

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会

第1回 共済小委員会

議事録

中小企業庁 事業環境部 企画課 経営安定対策室

中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会
第1回 共済小委員会
議事次第

日 時：平成26年3月7日（金）13:30～15:39

場 所：経済産業省 別館11階 1111会議室

議事

- (1) 小規模企業共済制度の平成26年度付加共済金の支給率について
- (2) 両共済制度の現状と課題について
- (3) その他

○大槻 経営安定対策室長

定刻となりましたので、ただいまから「中小企業政策審議会 中小企業経営支援分科会 第1回 共済小委員会」を開催させていただきたいと思っております。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、共済小委員会の事務局を担当させていただいております中小企業庁事業環境部 経営安定対策室長の大槻と申します。よろしくお願いいたします。

まず初めに、中小企業政策審議会の委員及び臨時委員につきましては、中小企業基本法第30条第2項及び中小企業政策審議会令第2条第1項の規定に基づきまして、委員2名、臨時委員15名の方、計17名の方に御就任いただいております。

本日御審議いただきます小規模企業共済法第9条第5項に関する事項につきましては、昨年7月に改正いたしました中小企業政策審議会令に基づきまして、中小企業経営支援分科会の所掌事務となっております。

今般、中小企業政策審議会運営規則第13条の規定に基づきまして、中小企業経営支援分科会の鶴田分科会長より、平成26年2月28日付けで、共済小委員会の設置と委員長、委員、臨時委員の指名がされております。

委員長には、中小企業政策審議会の直下で、前に経営安定部会という形で共済の関係を御審議いただいておりますが、その部会長を務めていただきました金城学院大学教授の足立 文彦 様に、引き続き委員長に就任いただくよう指名をいただいております。

本日は、委員及び臨時委員に指名されました17名のうち、15名の方に御出席いただいております。過半数の出席をいただいておりますので、本日の共済小委員会については、中小企業政策審議会令第8条第1項の規定に基づいて、成立しております。

なお、本小委員会の議事内容及び資料は公開となりますので、あらかじめ御了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会の開催に先立ちまして、私どもの事業環境部長 松永 明より一言御挨拶を申し上げます。

○松永 事業環境部長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきまして、大変にありがとうございます。事業環境部長の松永でございます。併せまして、日ごろより中小企業政策、小規模事業者政策につきまして、様々な御協力、御支援を賜っていることに感謝を申し上げたいと思っております。

本日の共済小委員会で御議論いただくのは、2点でございます。

1点目につきましては、付加共済金の件でございます。平成8年度、小規模企業共済の予定利率引き下げを行いました。これは、引き下げで、加入者への不利益な改正ということもあり、その不利益を補正する目的で、財政に余裕がある場合には付加共済金を基本共済金に加えて支給するという手当てがなされたところでございます。

この付加共済金の支給率につきましては、小規模企業共済法に基づきまして、当該年度の前年度末までに、経済産業大臣が、中小企業政策審議会の意見を聞いて定めると規定されております。今般、この規定に基づきまして、経済産業大臣から中小企業政策審議会会長に対しまして、平成26年度の支給率につきまして意見を求めるという諮問がなされ、それが経営支援分科会に付議され、本日開催されます共済小委員会で御審議いただくという運びになったところでございます。これが御審議いただきたい1点目でございます。

それから、2点目でございますが、小規模企業共済と中小企業倒産防止共済の両共済制度につきましては、平成22年に見直しを行いました。それから約4年が経過し、法律に基づく制度の見直しの検討の時期に来ているところでございます。両共済制度を運営いたします中小企業基盤整備機構では、共済制度の加入者と脱退者にアンケートを実施しており、その結果などを含めまして、両共済制度の現状と課題を事務方から御説明させていただきます。その後に皆様から御意見を賜り、見直しの必要性の有無について検討を開始したいと思っております。ぜひ活発な御意見を頂戴できればと思っております。

ご審議に入ってください前に、中小企業・小規模事業者の政策をめぐる最近の状況について、簡単に御紹介させていただきたいと思っております。実は、私の目の前にいらっしゃいます堤さんにも委員として参加していただいている中小企業政策審議会の直下でございます小規模企業基本政策小委員会で、小規模企業振興基本法について御審議をいただきました。現在、385万社の中小企業者の約9割が小規模事業者で、334万社となっております。その小規模事業者には、ややもすると光が当たっていなかったのではないかという問題意識の下に御議論いただき、今般、小規模企業振興基本法という形で、今朝の閣議で決定し、法案を国会に提出させていただいたところでございます。

お手元に封筒が2つございます。小規模企業振興基本法案とその実施を具体的に行う商工会、商工会議所による支援を行うための法律の2つが入っております。後程ご説明をさせていただきますが、簡単に申し上げますと、中小企業基本法がありますが、それに加えて、小さい企業に対して光を当てる必要があるのではないかと、具体的にどうということかと申しますと、中小企業基本法の基本原則では、成長・発展ということをおっしゃっていました。成長・発展自体は、小規模企業もぜひ頑張ってやっていただきたいところでございますけれども、成長・発展の基本の概念は、経営革新という考え方で、新商品を開発するとか、新たなサービスを開発するといったことが内容になっております。これ自体は非常に必要なことですが、小規模事業者にとってみますと、それも重要なだけども、むしろ足元を固め、経営基盤を充実させていくことが重要ではないかということ、小規模事業者の現状に相応しいような理念がないだろうかということ。この法律では、着実な事業の運営という観点から、事業の持続的発展という基本原則を掲げ、国や地方公共団体、国といっても中小企業庁だけではなくて各省が連携をしなけ

ればいけないことは当然ですし、支援機関も中小企業関係の支援機関だけでなく、例えば農協や厚労省所管の支援団体等が一体となって支援することも規定したところでございます。

さらに、ややもすると毎年変わっていく中小企業政策、これは良い方向に変わっていると我々は思っているわけですが、使っている方からしますと、これを使おうと思った時には、その制度が変わっていたという御意見も頂戴しました。そこで、5年間の基本計画を定め国会に報告することで、構造的課題に対しては構造的に対応するということが基本計画を定め、もちろんその基本計画も5年間ずっと放っておくということではなくて、それをファインチューニングしながら進めていくという形のプログラムを入れさせていただいたところでございます。

また、規定の中に、これも後程見ていただければと思いますが、16条に小規模企業の創業の促進及び小規模企業者の事業承継又は廃止の円滑化という規定がございます。具体的には、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供、促進及び研修の充実、事業承継のための制度の整備、これに併せて、小規模企業に関して実施します共済制度の整備その他の必要な施策を講ずることが規定されております。小規模企業振興基本法の下でも、小規模企業共済を非常に重要な制度として位置付けさせていただき、常に小規模企業者のニーズに合ったものにしていく努力をしなければならないと考えているところでございます。

併せまして、最近のトピックといたしましては、2月1日から経営者保証に関するガイドラインの運用を開始させていただいたところでございます。これはどういうことかといいますと、金融機関から借入れを行う際に、経営者の本人保証を金融機関は、概ね取っています。ただ、これも必要がないものにも取っている場合があるのではないかとということで、法人と個人の会計が全く明確に分離されている場合など、一定の要件の場合には、本人保証を課さないようにする、求めないようにするということがガイドラインとして、全銀協、地銀協や信金なども入った場で、商工団体と共に作らせていただいたところでございます。

更には、個人保証を付けるかどうかという融資の決定段階に加えまして、保証の実行段階、不幸にして本人保証を実行しなければならないという段階になった場合であっても、今まで私的整理の場合は差し押さえ禁止財産の99万円も取られる場合がありましたが、99万円は、そのまま残した方が良いのではないかと、あるいは、早期に事業再生や廃業を決断した場合には、破産時の財産の中から経営者本人にも一定程度の金額を残しておくということが必要なのではないかと、金融機関と経営者、あるいは関与していただく税理士や弁護士などと協議していただくことも規定し、ガイドラインに定めさせていただいたところでございます。

2月1日から運用が始まったばかりですので、今後も、どういう形で運用を進めていくのか、まだまだ紆余曲折があるとは思いますが。運用が今までとは明らかに変わってい

るという中で、廃業の円滑化とか、経営者も安心して生活が送れるような形に措置されたところでございます。

共済制度は、正に、こうした廃業の円滑化の一助にもなり、廃業だけではなく、引退の一助にもなる制度でございます。事業の終了の円滑化のための見直しには、私どもも日々取り組んでいるところでございます。

本日は、小規模企業共済や中小企業倒産防止共済について、色々御議論いただくわけです。事業の廃業後の事態に備えるための制度として、小規模企業共済は、これまでも有効に活用されていたと認識しておりますが、さらに、どういう点に課題があるのか、あるいはどういう方向で見直しが可能なのかなどについて、ぜひ忌憚のない御意見を頂戴できればと思います。

ちょっと長くなりましたけれども、私の冒頭の御挨拶とさせていただきます。

本日は、御審議、どうぞよろしくお願いいたします。

○大槻 経営安定対策室長

それでは、本小委員会を開会するにあたりまして、配付しております資料の御確認をさせていただきますと思います。

まず、議事次第と座席表、委員名簿、引き続きまして、本日、御審議いただきます資料としまして、資料1「小規模企業共済制度の平成26年度付加共済金の支給率について」、資料2「小規模企業共済制度の現状と課題」、資料3「中小企業倒産防止共済制度の現状と課題」という資料を用意させていただいております。

併せて、参考として「機構と委託機関との契約に基づいた体系整理について」、あと「小規模企業共済」と「経営セーフティー共済（倒産防止共済）」について、私共で作成しましたチラシをそれぞれ1枚と、独立行政法人中小企業基盤整備機構が作成しましたリーフレットを用意させていただきました。最後に、部長の挨拶の中でも御紹介させていただきまして、本日閣議決定されました2本の法案の概要を袋詰めでお配りさせていただいているところです。お配りしている資料に配付漏れ等ございましたら、御指摘いただければと思います。なければ、ここからの議事進行につきましては、足立委員長にお任せしたいと思います。足立委員長、よろしく申し上げます。

○足立 委員長

皆さん、こんにちは。共済小委員会委員長の足立でございます。本小委員会の円滑な運営に努めてまいりますので、委員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、まず、委員及び臨時委員の御紹介を事務局よりお願いいたします。

○大槻 経営安定対策室長

それでは、委員と臨時委員の御紹介でございますが、本来であれば、お一人ずつ御紹

介させていただくのが筋かと思いますが、時間の関係上、配付させていただいております委員名簿で委員の御紹介に代えさせていただきたいと思っております。また、本日御出席の皆様につきましては、座席表で御紹介に代えさせていただきたいと存じます。併せて、本日の小委員会では、今回ご審議いただきます両共済制度を運営しております独立行政法人中小企業基盤整備機構からオブザーバーとして参加いただいております。

共済担当理事であります羽田 譲 理事です。

○羽田 理事 よろしくお願ひいたします。

引き続きまして、小嶋 典明 業務統括役です。

○小嶋 業務統括役 よろしくお願ひします。

続いて、高倉 尚 共済事業企画課長でございます。

○高倉 課長 よろしくお願ひいたします。

以上3名の方にオブザーバーとして御出席いただいております。

○足立 委員長

それでは、本日の議題に入りたいと思っております。本日の議題は「小規模企業共済制度の平成26年度付加共済金の支給率について」と「両共済制度の現状と課題について」となっております。

最初の議題につきましては、資料1の5ページ目にありますように、経済産業大臣から中小企業政策審議会岡村 正会長宛てに「平成26年度に係る支給率について、意見を求めます」との諮問がなされ、平成26年2月21日付けで岡村会長より鶴田経営支援分科会長に付託されているところです。それでは事務局からの説明をお願いします。

○大槻 経営安定対策室長

付加共済金の支給率について御審議いただくわけですが、まず小規模企業共済制度について、概要を簡単に説明させていただければと思っております。

資料2の5ページ目を開けていただけますでしょうか。小規模企業共済制度の目的と概要について、簡単に概要を御説明申し上げます。小規模企業共済制度は、昭和38年に中小企業基本法が制定されておりますが、部長の御挨拶の中でも触れましたが、小規模企業に対する配慮として、中小企業の事業の再建又は廃止の円滑化のために小規模企業に関して実施する共済制度を整備することが明記されております。これを受けまして、

昭和40年に小規模企業共済法が制定されました。来年12月でちょうど50年という節目を迎える長い制度になっております。

目的は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等について、その拠出による共済制度を確立することによって、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業者の振興に寄与することとなっております。

この法律を50年前に整備した際の説明資料を見ますと、当時の小規模企業の経営者の所得水準は、一般の労働者の方や従業員の方と実質的な差が殆どないような現状でございました。こうした中で、一般の労働者や従業員については、失業保険や退職金の適用がありましたが、事業主には、その様な制度がないということで、有事の事態に備えた部分が欠けていることを改善するために、本共済制度が整備されました。その意味で、共済制度は、小規模企業者に対する社会保障的機能を果たす役割を持っていると解説されております。小規模企業共済制度を、廃業共済とか中小企業者のための退職金制度といった言い方をさせていただいております。

右に共済事由を記載しておりますが、制度の趣旨に合致した形で個人事業主の廃業をA共済とし、支給される共済金の額が最も高く設定されております。B共済は、一定の年齢に達された場合に、老齢給付という形で請求いただけるものになっており、A共済よりも若干低い共済の額になっています。準共済とありますのは、みなし解除と書かせていただきましたが、加入要件が小規模企業者の個人事業主若しくは共同経営者、または会社の役員となっておりますが、こういった加入要件、その立場から離れられるような場合にお支払いをするもので、本来の共済事由よりも低い額に設定しております。

現在の加入状況は、在籍者数が122万5千人、割合としては37%程度、全体の小規模企業に占める割合としては4割弱でございます。

資産の総額ですが、8兆円を超えており、8兆882億円になっております。

事業スキームといたしましては、小規模企業者と独立行政法人中小企業基盤整備機構が共済契約を締結し、共済金の支給や掛金の請求を行っております。掛金は、月額千円から上限は7万円。現在、予定利率は1%になっております。

資料中、下に書いた※印でございしますが、納付いただいた掛金及びその運用益の全額を共済金又は解約手当金等に充てる形になっており、制度を運営するために必要な事務経費に関しましては、国からの一般会計の交付金で賄っている形です。

次のページを見ていただけますでしょうか。小規模企業共済制度の沿革です。小規模企業共済制度は、昭和40年に制度が開始され、平成元年までは加入者の要望などを踏まえ、掛金の限度額を見直しなど前向きな見直しを行ってまいりました。昭和62年以降は、資産の運用環境が悪化し、運用利回りが予定利率を下回る状況が続いていました。制度発足当時、この制度は予定利率6.6%で運用してございましたが、運用環境の悪化を踏まえ、予定利率を、平成8年に6.6%から4%に引き下げ、その後も平成12年と16年と、3回にわたり予定利率を引き下げて、現在の1%とするなど、後ろ向きの

改正が続いていました。その後、平成22年度に共同経営者を加入対象に加え、昨年度は、加入対象を若干拡大させていただきました。これにつきましては、後程ご説明したいと思いますが、こういった前向きな改正もさせていただきました。

もう一つ、付加共済金に大きく関わるものとして、次のページをご覧くださいませうでしょうか。予定利率と運用利回り、当期損益と欠損金の推移です。上が当期損益と繰越欠損金の推移で、下が予定利率と決算利回りの推移を示しております。

下のグラフを見ていただきますと、平成8年、12年、13年と3回にわたって予定利率を引き下げましたという説明をさせていただきましたが、ここにありますように、平成15年までは運用利回りが予定利率を下回るような状況が続き、上のグラフで見てくださいますと、繰越欠損金が平成16年度末で8,883億円になりました。その後、平成16年に予定利率を1%に引き下げたことと、運用環境が良好になったこともあり、平成18年度までは順調に欠損金が減少しましたが、平成19年以降は、サブプライムやリーマンショックなどの影響を受け、平成20年度末には、過去最高の1兆円に届くような額、9,982億円まで拡大するような状況に陥りました。

こうした状況を踏まえ、平成21年、本小委員会の前身であります中小企業政策審議会経営安定部会におきまして、この繰越欠損金の解消について、平成30年から35年を目途に解消を図るという目標を審議し、報告いただいております。これを受けまして、中小企業基盤整備機構において、繰越欠損金の削減計画を作成し、基本ポートフォリオの見直しを行い、期待収益率を高めつつ、運用を行ってまいりました。

現在は、運用環境の改善もあり、予定利率を上回る運用利益を上げており、株式市場の改善とか円安効果もあり、平成24年度末では2,712億円の利益を上げ、欠損金が4,700億円程度まで減少しております。この状況は、今年度も継続しております。今年度末には、さらに減少する見込みではありますが、解消までには至らないのが現状でございます。

こうした小規模企業共済制度の運用の現状を踏まえ、資料1の付加共済金の支給率について説明させていただきたいと思っております。

資料の1ページ目ですが、御説明しましたように、昭和40年以降、予定利率6.6%だったものを、運用環境の悪化で4.0%に変更しました。下の図を見ていただくと分かり易いかもかもしれませんが、この見直しに当たっては、利用者に不利益を与えるということもあり、基本共済金という固定の部分、予定利率で運用させていただいてお支払いさせていただく部分は固定として、それ以上に利益が出た場合には、それぞれ毎年度、付加共済金の支給率を決めお支払いするという、いわゆる生命保険の配当金のようなものです。現在、二階建て方式で運用させていただいております。付加共済金につきましては、小規模企業共済法9条5項、同規則10条の2で、年度ごとに支給率を決定し、脱退時に合わせてお支払いするという形になっております。これについては、委員長からも御説明がありましたように、大臣から中小企業政策審議会に意見を聞くことになっ

ております。

2 ページ目ですが、支給率については、毎年決定させていただきますが、端的に申し上げますと、現在、資料2の運用状況で御説明しましたとおり、繰越欠損金自体は大分改善していますが、現時点では平成25年度末においては欠損金が解消する見込みが立っておりません。参考②にありますように、付加共済金として充てるべき額がマイナスの状態でございます。計算しますと、マイナス2,237億円となります。これを将来発生する見込み額で割りますと、当然のことながらゼロという形になります。従って、平成26年度の支給率は、ゼロの見込みでございます。資料のなお書きで記載しておりますが、付加共済金は、平成8年度に導入しましたが、それ以降は、運用環境の悪化により予定利率を上回らない状況が続いていたこともあり、支給実績としては、今のところない状況でございます。詳細の計算方式等につきましては、参考資料③以降に記載しておりますが、説明は省略させていただければと思います。以上でございます。

○足立 委員長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。藤沢さん、どうぞお願いします。

○藤沢 委員

済みません、不勉強で、ぜひ教えてください。もしかしたらサイトなどを見れば分かることであれば、ここを見てくださいと教えていただければと思います。

今、ちょっとネットで調べると、ポートフォリオは掲載されていたのですが、運用評価はどうやって行っているのでしょうか。最低限18カ月支払い続けないとお金が出ないのであれば、ある程度長期的にパフォーマンスを見て、運用される機関の評価をして、入れ替えていくこともあり得ると思うのですが。これを見ると毎年欠損金が出るというのは、プロの立場から見てもちょっと下手かもしれない。しかも債券に7割も投資しているのに、この運用成果というのは・・・とったりするのですが、その辺の評価はどうなっているのかを教えてください。

○大槻 経営安定対策室長

中小企業基盤整備機構が運用していますが、外部の有識者を集めた資産運用委員会を設置し、年に最低でも2回、必要に応じて3回開催し、運用のパフォーマンスや基本ポートフォリオに基づく運用状況を報告し、評価を受ける形になっております。パフォーマンスの悪い委託先については、随時見直しを行い、入れ替えをするという形で運用しております。評価としては、予定利率よりも運用上大分良くなっておりますので、それなりの評価ができるという評価を頂いているようです。今年度最後の資産運用委員会は、来週、開催予定と聞いております。

○足立 委員長

よろしいでしょうか。

○藤沢 委員

ありがとうございました。

○足立 委員長

ほかに如何でしょうか。どうぞ。

○加々美 委員

短期的というか、先程の資料2の7ページの年度末の損益は分かるのですが、BSのようなものはないですか。欠損金とかいろいろ書いてありますが、小規模企業共済制度の資産・負債のBSのようなものはないのでしょうか。

○大槻 経営安定対策室長

中小企業基盤整備機構のホームページをご覧いただければと存じますが、機構の年度決算について、BS・PLを含めて公表しております。今、手元にないので、申し訳ございませんが、独立行政法人の運用状況や決算状況については、公表することになっており、機構のホームページで、見ていただけるようになっております。

○加々美 委員

分かりました。ありがとうございます。

○足立 委員長

ほかに如何でしょうか。伊藤さん、どうぞ。

○伊藤 委員

すごく素朴な疑問なのですが、付加共済金の制度がスタートしてから1回も出ていないわけですから、今回の議論の中にこれをやめてしまおうということもあるのでしょうか。もう何年も実績がないわけですね。その必要性があるのかどうか。もちろん未来はわかりませんが、ずっとないわけですから、やっている意味はあるのかなとちょっと思ったのです。済みません、率直な質問で。

○大槻 経営安定対策室長

現在の運用環境を見ますと、マイナス4,700億円が前年度末ですが、今年度末で

は、その半分、2千億円前後に減少します。もう1年、今の状況が続くとすれば利益が出ますので、利益が出るとお支払いするという規定が、初めてですけれども適用になります。そういう状況になることが今の状況からいうと見えますので、廃止するという議論にはなかなかならず、廃止するとなると、予定利率をもう一回見直しをし、1%を高くしてはという議論になっていくのではないかと思います。

○足立 委員長

他に如何でしょうか。先程の資料2の7ページ目をご覧ください。私は、この委員会の前身の経営安定部会に関わらせていただいた時に、上の折れ線グラフの平成16年度から17年度、18年度に上向いていまして、それを外挿して、22年度、23年度に解消して付加共済金が出せますねという話が出ていましたが、先程のサブプライムやリーマンショックで、ガクンと落ち込んで、今、また若干の回復過程にあるという読み方ができると思われまます。

他に如何でしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本議題についてご異論がないようでしたら、平成26年度の付加共済金の支給率については、ゼロとすることが適当であるということで、当小委員会の議決したいと思います。如何でしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○足立 委員長

どうもありがとうございます。

それでは、中小企業政策審議会運営規程第7条の規定に基づき、本小委員会の議決を中小企業政策審議会経営支援分科会長及び中小企業政策審議会会長への報告、同意を得た上で中小企業政策審議会の議決とし、経済産業大臣への答申とさせていただきたいと思ひます。

次に、議題2であります「小規模企業共済制度の現状と課題について」、まずは事務局から説明を受けたいと思ひます。

○大槻 経営安定対策室長

それでは、資料2で、小規模企業共済制度の現状と課題を説明させていただきます。部長の御挨拶でも申し上げたとおり、制度も節目に来ておりますし、周りの環境も色々変わってきておりますので、忌憚のないご意見をいただけるように、説明はなるべく簡潔にさせていただきますと思ひしております。

まず、1枚めくっていただきまして、最初に付加共済金のところで制度の目的、概要の説明をさせていただいた中に、制度の変遷も触れさせていただきました。その中で、

これまでは後ろ向きの改正でしたが、直近では、今回の小規模企業振興基本法の前提となる改正が昨年度行われ、小規模企業共済法にも関係しておりますので、その部分を御紹介させていただきます。

2 ページ目です。小規模企業活性化法ですが、これは、中小企業の 9 割、雇用の 3 割、地域経済や雇用を支える存在ということと、新しいイノベーションの源泉として小規模企業者を位置付けられると思います。そういった中で、小規模企業者は、経営が脆弱なのを背景に、近年、企業数が増えておらず、逆に減少し、雇用数も減少している状況にありました。こういった状況を踏まえ、小規模企業に焦点を当てた中小企業施策の再構築ということで、中小企業の意義を踏まえつつ、小規模企業の事業活動の活性化を推進するというを目的に、中小企業基本法等の一部を改正する法律、小規模企業活性化法が今年の通常国会で成立いたしました。

この法改正では、小規模企業の事業活動の活性化を図るため、中小企業基本法の基本理念に小規模企業の意義を明確に規定し、小規模企業への情報提供の充実、小規模企業の資金調達の円滑化のための支援措置を講じております。

3 ページ目です。その関連ですが、中小企業基本法における小規模企業の定義を精緻化・弾力化を図るということで、定義を施策ごとの個別法に定められる形になっております。これを受け、小規模企業共済法も、小規模企業の多様性に着目した特定の業種について定義の変更を政令で行えるように改正しました。これを受け、今般、宿泊業と娯楽業の 2 業種につきまして、本来サービス業ですので、従業員 5 人以下が小規模企業という定義となりますが、これを 20 人以下に拡大しております。これは、宿泊業及び娯楽業については、他の業種と比べ、その従業員区分、10 人から 20 人という区分において、売上高営業利益率や自己資本比率、1 人当たりの付加価値額といった経営指標で格差が生じており、業界からも経営基盤が弱いということで、小規模企業の定義に入れてほしいという要望があったことを踏まえ、措置したものです。

拡大した宿泊業及び娯楽業につきましては、本年 4 月から小規模企業共済に加入いただけるようになります。現在、中小企業基盤整備機構のホームページや、業務委託先の中小企業団体や金融機関向けの情報誌や、業界団体などに PR するなど、4 月からの施行に向けて、機構が加入活動を行っております。

続きまして、2 ポツ目の共済制度の目的と概要については、既に説明させていただきましたので少し省かせていただき、3 ポツの共済制度を利用いただいている状況について、アンケート等も踏まえ、現状を少し説明させていただきます。

9 ページ目です。これは、小規模企業共済制度の契約していただいている者の加入、脱退、在籍の状況について、制度開始以降、人数ベースですが、グラフにしたものです。折れ線は、在籍者数で、オレンジ色が加入数でございます。青色が脱退数になっております。在籍者数は、高度成長期ということもあり、また、制度開始以降前向きな改正を行ってきたという説明をさせていただきましたが、創設後順調に伸び、平成 6 年度には、

150万人まで在籍者数が増加しました。それ以降は、経済状況の変化もあり、減少傾向が続いておりましたが、平成21年度によりやく底を打つ形になり、22年度からは若干ではございますが、増加傾向に転じております。予定利率の変更をご説明させていただきましたが、平成8年に従来の6.6%から4%に引き下げた影響もあり、平成11年度、9万人を超える過去最高の脱退者数が出た状況もございました。平成13年度におきましては、加入者数が4万7千人と5万人を下回るような加入状況を記録したこともございました。ただ、加入者数で申し上げますと、平成13年度がボトムで、その後は増加傾向に転じており、直近では6万人程度の加入者数となっている状況です。

次のページ（10ページ）ですが、視点を在籍者割合という形で切ってみました。これは、小規模企業数と共済制度に在籍しておられる方の割合という形で、単純に割っております。共済制度に加入される方は、経営者だけでなく、共同経営者とか役員の方も入られますので、単純な形で比較はできませんが、一つの目安として、白書に掲載しております産業別規模別事業所別の企業数と在籍者数の割合です。近年、事業者数については減少傾向ですが、ある一定の割合で在籍していただいている関係もあり、在籍割合だけを見ますと、若干右肩上がりでも推移しております。直近では、35%を超えて、36%という割合で推移している現状です。

次のページ（11ページ）ですが、平成22年度、前回の法律改正で、これまで加入していただけなかった個人事業主の共同経営者、例えば旦那さんが社長であれば、奥様が共同経営されているとすれば、以前は加入できなかったのですが、共同経営されていることを証明していただければ、共同経営者ということで加入いただけるようになりました。この改正後の新規加入者に占める割合を、平成24年度単年度で見ますと、個人事業主が50%に対し、共同経営者は13%となっております。法人の役員等は36%ですので、ある一定の規模で共同経営者に入っております。一方、右側の円グラフですが、25年度末の在籍者数に占める共同経営者の割合は2.7%ですので、まだ低い状態です。この下に潜在的加入対象者割合を掲載しております。これは単純に個人事業主1人について平均1.2人の共同経営者がおられるという推計で出しておりますが、潜在的加入対象者としては、個人事業主の1.2倍存在すると考えられます。

新規加入者に占める共同経営者の割合ですが、12ページを見ていただけますでしょうか。平成22年度は、改正を行い（23年）1月から施行されていますので、3カ月間の割合ですが、共同経営者は36.8%ですので、結構な割合で入っていただきました。その後、23年、24年、25年と見ますと、共同経営者の加入割合が徐々に減ってきております。これをどのように見るかですが、減少傾向にあることは確かです。

もう一つ、切り口を変えてみますと、13ページです。これは、小規模事業者が属する業種別構成割合と、共済制度に加入いただいております業種割合が、どういう割合になっているかを調べてみました。内円が小規模企業共済の契約者の業種別区分の構成割合です。外円が日本の小規模企業の業種の構成割合です。業種間には大きな差がなく、

ほぼ均衡しており、業種構成に応じた形で加入していただけており、業種に偏りがないと思います。

続きまして、もう一つ違った切り口で14ページです。これは、共済制度に加入いただいた時の平均年齢ですが、平成元年を見ますと45.8歳、それが24年度では、47.6歳になっております。ここ10年、徐々に加入する方が高齢化している状況が見えます。平均年齢で2歳高くなっております。

下に表を示しておりますのは、日本政策金融公庫が実施しております創業融資の融資先の平均年齢です。一番直近で昨年8月にプレスリリースされたものを見ますと、40.9歳になっており、共済加入時の年齢が、これと比較すると高いというのが伺えます。これは何が影響しているのか、御議論いただければと思います。

もう一つ、15ページですが、これは共済契約者貸付です。本制度に加入し、廃業時に備えていただくのと併せて、小規模事業者の方々は、急な資金繰りがあり、資金融通を金融機関で行うには時間がかかり過ぎるということもあります。こうした状況から、共済契約者の貸付という制度を作り、契約者の共済掛金の範囲内で、即時にお貸しするものでございます。

金利は、若干つきまして、一般貸付につきましては1.5%という利率を付けさせていただきます。これは、予定利率1%をお支払いすることになりますので、お借りいただいた方にも、その分はご負担いただきつつ、プラス事務経費をご負担いただいております。

それ以外に、一時的に病気になった場合、災害で経営に支障を来した場合にも事業資金が必要となります。このような場合は、傷病時・災害時貸付といった特別貸付制度を用意させていただいております。金利は、1.5%ではなく0.9%と、若干お安く活用いただけるようになっております。契約者貸付は、掛金の範囲内ですが、小規模事業者の資金融通として活用していただいております。最近では、景気が良いということを反映していると思いますが、貸付件数、貸付額とも減少しているのが現状です。

もう一点、4ポツは、受け取っていただいた共済金受領状況を整理いたしました。

17ページは、共済金の支給件数です。バブル崩壊以降、金融危機で経済状況が大きく変化する中で、平成6年と9年から11年、この間を見てくださいと、紫色が解約なのですが、解約がA共済よりも上回るような件数で推移した状況にあります。これは、予定利率の引き下げもあり、脱退する人が増えたという現状がございました。それ以降は、共済制度に合致した廃業に伴うA共済の支払いが上回っており、若干右肩下がりはなっておりますが、支払件数が解約を上回っている状況が続いております。

次の18ページ目は、A共済についてです。A共済については、個人事業の廃止と会社の解散の割合ですが、個人事業主と法人の役員の加入在籍者についての割合が6対4ですので、個人事業の廃止が解散より高い割合となっております。ちなみに、お支払いした共済金の額的事を申し上げますと、一番高くお支払いしたのは、平成24年に

お支払いした共済金で5, 147万円です。これは、長く加入していただいている、予定金利6.6%という時期に加入いただいたことで金額が多かったと思われます。

続きまして、B共済です。B共済は、老齢給付という形でお支払いしておりますので、当然のことながら老齢給付の割合が高くなっております。

あと、準共済にも触れておきたいと思います。準共済は、申しあげましたように、みなし解除で、会社の役員を任意に退任した場合や、個人事業の配偶者または子に事業の全部を譲渡した場合については、みなし解除ということで、廃業されたわけではないので、みなし解除となります。全体に占める割合は、会社役員等の任意の退任が多いですが、個人の事業を配偶者や子に譲渡したものも一定数あります。こういったところも一つの論点かと思えます。

続きまして、廃業共済という言い方をさせていただきましたが、21ページに倒産等により廃業し、共済金を受領された契約者について、どういう状況にあったのかを分析させていただきました。平成24年度にA共済を受給された方を、倒産情報と突合いたしました。これを見ますと、多くの方が廃業前に資金繰りが厳しいということもあって、契約者貸付を利用されています。そういった関係で、貸付残高と共済金が相殺された形でお支払いしているのが現状です。

次に、23ページをご覧くださいませでしょうか。これは、実際に加入していただいた方や脱退された方にアンケートを取らせていただいた結果です。加入理由をお聞きしたところ、「生活資金への備え」、「税制上の優遇」が半数を超えております。「貯蓄」と回答された方がそれに続いているのが現状です。これは、加入された方も脱退された方も大きな差はございません。あとは、制度の趣旨に沿った形で、後でご説明させていただきたいと考えておりますが、将来への備えと税制上のメリット、節税効果に着目されて加入されている方が多いということです。

24ページは、老後の生活費に占める小規模企業共済の割合をお聞きしております。「10%~20%」と「20%~30%」という割合で、それが4分の1ぐらいです。共済プラス公的年金で賄われている方が多いということです。小規模企業共済以外の生活費の賄い方については、当然かもしれませんが、複数回答で、公的年金が74%、貯蓄で賄われている方が53%という割合となっております。

もう一点、25ページ、受領した共済金の使途です。これは、脱退した方に聞かせていただきました。生活資金として使用されている方が殆どですが、ちょっと注目したいのは、事業の廃止資金という方が8%おられます。小規模事業者は、共済金を受け取った後、自分の生活費よりも廃業資金に使っておられる方も、わずかではありますが、おられる状況です。

また、役立ち度をお聞きしました。当然かもしれませんが、脱退された方につきましては、役立った、どちらかといえば役立ったという方が大半で、9割以上でした。そういう意味では、制度を利用された方については、評価が高いと思います。

27ページです。共済制度を社会保障的な制度という説明をさせていただきました。そういった意味の法的措置の紹介ですが、2点ございます。

一点目は、差押禁止債権ということで、共済金の受給を受ける権利につきましては、譲り渡しや担保や差し押さえすることはできないとなっております。

もう一点、先取特権ということで、法第21条にあります。共済金や解約手当金を受ける権利につきましては、中小企業基盤整備機構の財産で他の債権者に先立って弁済するということです。機構が潰れても必ず弁済される権利として残る形になっております。

また、税の話をしておりましたので、私どものPR資料として1枚配布させていただきました。こちらを見ていただけますでしょうか。こちらに書いておりますように、税制上、大きなメリットがございます。

一点は、毎月掛けていただく掛金については、全額所得控除ということで節税効果が大きいことです。単純にモデルを記載しておりますけれども、年間所得600万円で月々3万円掛けていただいた場合の節税効果は10万円程度ございます。

もう一点は、受け取る共済金の税制上のメリットがあります。資料の右側ですが、退職扱いとなり、税制上のメリットが大きくなります。例えば赤字で書かせていただいておりますが、納付年数30年の場合に受け取った共済金を、一時所得扱いにすると税金が136万円かかってしまいますが、共済金として受け取っていただければゼロで節税効果が高くなっており、そういったメリットがあります。

資料2に戻っていただきまして、こういった制度の運営をさせていただいておりますが、これまでの評価について、私どもで若干書かせていただいたところをご説明申し上げます。制度創設から50年が経ち、在籍数は、123万人と小規模企業者に占める割合は37%程度となっております。これまでご利用された方は、延べ529万件です。増額変更を含みますが、延べ500万件以上ご利用をいただいております。在籍の6割超が個人事業主とその経営者の方という形で。加入いただいている方の業種別の割合も、産業構造とほぼ一致しており、使途も「生活安定資金」として活用いただいている方が殆どです。制度が役立ったとしていただいている方も大半です。こうした状況を踏まえると、一定の評価ができると考えます。

そうした上で、最後のページをご覧くださいませでしょうか。こういった制度になってきておりますが、制度全体としてもう一度、小規模事業をめぐる現状を踏まえ、小規模事業に対する施策の再構築ということを考え、そのための法案も出させていただきます。後程、概要を説明させていただきます。

こういった様々な制度を巡る現状と利用いただいている現状を見ていただいた上で、制度設計上、見直す項目がないのかどうかをご議論いただければと思っております。例えば、老齢給付の年齢、受け取り方、貸付制度といった項目でございます。

もう一点は、加入対象者の増と制度維持に必要な在籍者の確保ということを書かせて

いただきました。これは、先程、議論になりましたけれども、財政的に収支を安定させるためには、在籍割合の一定の確保が必要です。そういった意味で、中小企業基盤整備機構の次期中期目標の中にも、2期末の在籍割合を上回ることという目標が設定されております。

こうした在籍割合を考える場合、在籍割合の単純な比較で書かせていただきましたが、小規模企業の数には減少傾向にある中で、共同経営者が新たに加入対象となり、在籍数の確保には一定数貢献しておりますが、まだまだ十分ではないかもしれません。こうした現状を踏まえ、新規加入の促進とか、どこにターゲットを絞れば良いのか、在籍割合を確保するためにはどうしたら良いか、といったことを考えなければいけないと思っております。説明でも触れましたが、小規模共済は、将来の廃業のために備えていただく共済制度です。そうした場合、創業の平均年齢と共済に入らせていただく年齢にズレがありますが、これをどう見たら良いのかということです。あとは、加入手続ですが、現在は、中小企業基盤整備機構は、中小企業団体や金融機関を委託機関として、これらの機関を経由して行っております。こういった委託方式をもう少し見直して簡素化することも必要なのではないか、例えば、ネット加入といったものを考えてみたら良いのではないかと、このことを課題として提案させていただいております。委員の皆様、ご専門の立場からいろいろとご意見をいただければと思います。

本日閣議決定した法律の概要を、担当課長から説明させていただきます。

○蓮井 事業環境部企画課長

企画課長の蓮井です。本日8時過ぎの閣議において小規模企業振興基本法案、もう一つの封筒は、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律案、この2本の法律を閣議決定させていただきました。この法律の検討につきましては、今日もご参加いただいております堤委員、小規模企業基本小委員会にご参加いただきましてありがとうございます。また、伊藤委員にも、前の中政審本会でご審議いただきありがとうございました。

その中でも、今回、特にこの小規模企業共済制度と若干関連することがありますのは、振興基本法案です。先程、私どもの部長から大体説明しておりますが、私から簡単に、特に共済に関連する事項について中心に、あと、その背景を併せてご説明したいと思います。A4横の色付きの紙があるかと思います。「『小規模企業振興基本法案【小規模基本法】』の概要」と書いてある紙で簡単にご説明させていただきたいと思っております。

小規模企業ということですが、先程も大槻室長から減少傾向という話がありました。

まさに人口減少や高齢化、あるいは海外との競争の激化といった状況で、昨年末に発表させていただいた数字ですが、小規模事業者は、2009年の段階の数字では366万だったものが、2012年の段階では334万と減少しております。先程申し上げたような状況の中で構造変化に直面しているということです。

他方、審議会や小委員会でご議論いただきましたように、3大都市圏に比べまして、地域において小規模事業者の方が経済や雇用で貢献されている面が非常に大きいというご指摘もございます。正に、地域を支える小規模事業の皆様という位置付けの中で、地域の経済の活性化あるいは地域の活性化そのものが小規模事業者の活性化に繋がるという観点で、地域の小規模事業者の皆様と表裏一体であるという観点も踏まえ、今回、この小規模企業の振興を図ることによって、日本全国に景気の好循環を浸透させていきたい。併せまして、地方に強靱で自立的な経済を構築していきたいという思いも込めまして、今回、この法律を作りたいということです。

その際、先程、ございました中小企業基本法の改正というのは、昨年の8本の法律を改正した小規模企業活性化法という法律の中でやらせていただきました。その中で小規模企業の意義を位置付けたのが第一弾です。今般は更にそれを一歩進める形で、小規模企業を中心に据えた新たな施策の体系を構築したいということです。

法律の概要は、先程も部長からも申し上げたとおりですが、今回の小規模企業振興基本法案では鍵となるコンセプトを、自らの売り上げをより伸ばしていこう、規模を大きくしていこう、ということのみならず、技術やノウハウ、安定的な雇用の維持を含む事業の持続的発展としています。このコンセプトを、基本原則という形にしまして、これを踏まえ、右下の表にありますような潜在的な需要を掘り起こすためのビジネスモデルの再構築、それから、多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出、更に、地域と小規模は表裏一体という観点での地域のブランド化・にぎわいの創出といった内容を基本的施策として位置づけまして、この施策の柱に沿った形で5年間の基本計画を位置づけるという法体系です。

なお、その際、特に3. 措置事項の概要の(4)の②経営資源の有効な活用及び個人の能力の発揮の促進と記載しております。この中で、事業承継・創業・第二創業支援等々書いております。この中に、事業の廃止の円滑化等の話がありまして、その中で、この小規模企業共済の制度を位置付けているところです。

恐縮でございます、条文をご覧いただいた方がよろしいかと思えます。通しの20ページから21ページをご覧いただくと大変ありがたく存じます。ここの規定は、どういう意味かと申しますと、先程、申し上げたように、小規模事業者は需要が大きく減少する中で頑張っている。ただ、少子・高齢化の中で、データをお示ししていないので恐縮ですが、経営者全体が高齢化しているという状況にあります。例えば、自営業者の平均年齢は年々上昇しており、最新の数字で言いますと58.4歳と、60歳に近い状況になっており、自営業者の層が一番厚い年齢層は、65歳以上です。

このように、今後、正に事業承継なり廃業ということが生じる可能性が高いことが見込まれる中におきまして、今回、事業の廃止の円滑化、ないしは承継の円滑化を図ることが重要ではないかという観点で、ここに書かせていただきました。16条です。まず、第1項は、創業の促進ということで、様々な体制整備や資金供給を書かせていただいた

上で、第2項で、小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化を図るため、事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供云々、その次、事業の承継のための制度の整備の後に、小規模企業に関して実施する共済制度の整備ということで、ここに位置付けさせていただいております。

実は、この規定は、類似の規定が中小企業基本法の24条の中にあります。これは、セーフティーネットと言われている規定の中に置いてありますが、今回、あえてここにも再度書かせていただいているのは、次の第3項をご覧いただければと思います。要するに、創業と事業の承継なり廃止の円滑化というものは、密接な関連を有するのではないかという政策的な認識のもとに、前2項の施策を講ずるに当たりましては、創業及び事業の承継又は廃止が相互に密接な関連を有する場合があることに鑑み、必要に応じて、これらの施策相互の有機的な連携を図りつつ効果的に講ずるよう努めるということを書いています。

これは、実は本邦初の規定でして、こういった問題意識の下で、いわば新陳代謝的な観点で、地域の中で単に減少するのではなくて、引き継げるものは引き継いでいく。これが先程申した持続的な発展というコンセプトに関連するものと考えており、そういう観点で、このような規定を置かせていただいているということです。

それ以外にも色々ご説明したい点がありますが、時間の関係もありますので、こういう観点で小規模企業振興基本法案、今回閣議決定させていただいたもののご報告とさせていただきます。以上でございます。

○足立 委員長

それでは、これまで小規模企業共済制度の現状を踏まえた評価と課題について、事務局からの説明がございました。本日まで出席の委員の皆様は、小規模企業共済に加入されている方や、共済制度の委託先の方、また法律などの専門的分野の方など、多方面からご意見をいただける皆様と考えさせていただいております。今の事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問があればお願いしたいと思います。できますれば、委員の皆様から一言ずつでもいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○安藤 委員

よろしいでしょうか。課題といいますか、質問といいますか、教えてほしいのですが、先程、企画課長がご説明されたキーワードの中に地域という言葉があったと思うのです。地域という言葉がキーワードというと、小規模企業共済の加入状況の中に、どういう地域がどうなのかというのがもし調べてあれば、考える必要があると思うし、そのことを見ていく必要があるのではないかと。これは質問でもありますし、あればそのことも議論になるのではないかと考えています。

それから、13ページでは一括して業種別の構成割合がほぼ均衡しているという見方をされているのですが、例えばサービス業などは色々な形態があるのではないかと。それによってどう違うのか。つまり、小規模企業共済を発展させるというのは、私なりの理解でいけば、日本の人口が減っていく中でも、共済制度の加入者というか、加入率を上げていくのでしょうか。その絶対数は、日本の人口減には逆らえないかもしれませんが、そう考えた時に、どの領域でPRの仕方が足りないのかも含めて検討する必要があるだろうということで、そういうことを見る必要があるのではないのでしょうか。

もう一つは、収入だと思っています。昭和40年の制度発足時の趣旨というのは、小規模事業者は、弱者という考え方をとっていたと思います。今でもそういうかたまりで物を捉えて良いのかどうかというのは、実はあると思っています、ともすると我々の業界でやっている仕事もそうなのですけれども、弱者と思っているのですが、実はその中のごく一部はお金持ちだけが加入している。だとすると、発展の在り方とか根本的な在り方というのは、もう少し考えなければならぬ。そういう意味で、その辺のデータを出していただく必要があるのではないかと思います。

○足立 委員長

ほかに、続けて御意見をいただきます。どうぞ。

○荒牧 委員

先程、現状の課題のところ、創業平均年齢と共済加入平均年齢のズレというお話があったのですけれども、ちょっと個人的な見解ですが、老齢給付が65歳以上で180ヶ月以上ということは15年ですよ。そうすると、逆算して50歳から掛金を払っていると考えられます。ですから、ちょっと手前の45歳を過ぎたぐらいから現実的に老齢給付を視野に入れてというのは、非常に現実的な選択肢だと思うのです。

ざあっと色々お話を伺っていて、この共済制度を考えていらっしゃる方が、この高齢化社会で、しかも皆さん、結構健康に気を使っているから、お元気な方が多いので、B共済の老齢給付がメインになっている方がもしかしたらすごく増えているのではないかと。アンケートではもちろん色々な方がいらっしゃるから、色々な意見が反映されているのですけれども。そうすると、死亡とか疾病とか、色々な要素があるのですが、税制上の優遇も得られる老齢給付ということを中心にアピールしていく方が、もしかしたら一番訴えかける部分があるのかなと。これは個人的な感想です。

○堤 委員

キャリア・マムの堤です。

私は、今から18年前に有限3年、株式で15年という形で18年間、法人の経営をやっています。私は、33歳で創業したのですけれども、かなり早い段階からここに入

っています。1つには、珍しかったのかもしれないのですが、創業から7期連続黒字ということで、私どもの財政を色々見ていただいたのが、いわゆる小さい会社だったのですが、税理士さんではなく会計士の友人に頼んで、会社を大きくしたいのだということで、節税ではなく、いわゆるリスクヘッジという形でお金を有益に回していこうということで、早い段階から倒産防止の方と個人の両方に入っていました。

制度変更なども含めてというご意見と、あと認知促進という2つの課題をいただいていますので、それぞれに分けて幾つかご提案といいますか、個人的なものもあるので申し上げさせていただきたいと思います。今回の審議員に、入ろうか、入るまいかという時に確認したので、クリアになったのですが、加入できる小規模事業者が成長した後でも、この共済は有効である、ということをご正しく認知すべきだと思います。実は直接お話をする時までドキドキしていたのですが、従業員数が宿泊業や娯楽業は先般増やされたということですが、新しいタイプのビジネス、特にインターネットを活用してとか、先程の委員のご発言にもございましたように、地域の方々に、すごくスモールでもビジネスをやっているという場合に、正社員以外の働き方も含めて、従業員と言われる方々の数が多くなってきている。非常に小さい企業しか入れないという考え方が全面に出ると、私は入れないなと考えてしまうのではないかと思いますので、他のIT等と同じように300程度まで増やしても良いのではないかと思います。1つご提案させていただければと思います。

もう一つ、私は直接直訴した事があるのですが、今、7万円で天井になっている共済の金額を、払える方はもっと払っても良いのではないかと考えています。つまり、共済というのは多くの人と多くのお金が集まることで、分散運用とかが出来るのではないかと。済みません、運用は多分藤沢先生の方がご専門だと思っておりますが、そういう形でダイナミックにお金が増えていくのだろうと思うと、この人しか入ってはいけません、というよりは、たくさんの方が入れるようにして、払える時にはたくさん掛けられるようにしたらどうかと思います。

この共済の良いところは、自社の業績が悪くなったらお金を下げても良いですよということで、最初は1万円ぐらいから入ったのですが、すぐ3万円にして、その後5万円にしたのですが、会社が厳しい時に給料を半年ぐらい貰わなかった時は千円に下げました。今、また7万円ですべて払っていますけれども、正直7万円という金額は、自分にとって多額ではない。これが将来自分に返ってくることを思えば、10万円程度は全然平気じゃないかなと思います。

もう一つ、老齢の給付でぜひお考えいただきたいのは、今は貰うか、貰わないかという形になってしまっている形式を、もっと弾力的にしたらどうか、という点です。例えば代表取締役から会長とか、次に事業承継して少しお給料を下げた形で自社と関わるような形になった時にでも、部分的で良いので、一部の受け取りという形の柔軟な運用ができていくと、最初、65歳まで貰えない、15年掛け続けなければ貰えないという形

では、事業を始めてみて、売り上げも数千万円いくかいかないかの経営者にとって、この共済は将来貰えないのではないかと考えると思うのですね。ところが、ある程度のところ安定した場合には、年齢が少し早くても部分的に償還もあり、などという形になってくると、また考えも変わるのではないかなと思います。

2つ目の課題ですが、この共済がどういう意味を持っているのか。個人と倒産防止共済に関しても非常にわかりにくいところが多いと思われまます。1つには、ドキドキしながら聞いた、入った時には社員2人だったのですけれども、今は社員数20を超えている状況の中で、中小企業と言えるのかな、いつか返せと言われないかな。つまり、年収制限のある公団みたいに、あなたはもうこの共済の枠から出ていってくださいと言われてたらどうしようと思いつながら聞いたところもありますので、成長しても大丈夫ですよということで加入できる共済の方が、加入のしがいもあるなと思っていますのが1点。

もう一つは、今は中小企業という括りなのですが、新しい基本法案をつくる時にいろいろお話が出てまいりました。例えばソーシャルビジネスとか事業団体とかNPOのような形の新しいタイプで、地域で小さなビジネスを立ち上げられる方々が、こういった共済に入られるといいな、と思うのです。特に、若い方とか女性の方が入られるなどというふうに、新しいビジネスの担い手の方もこれに加入できるようにすると、裾野は非常に広がるのではないかなと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

課題の最後で、ちょっと長目になるのですけれども、こういった制度があるよということが浸透していない。私は、たまたま黒字だった時に、こういう共済制度で会社が払うと、それが損金として認められるので、万一の時にはこれで貸し付けができるし、利用するのがいいと思うよ、とアドバイスをもらえたので始めてみたが、一般の小規模事業者にはこのようなアドバイスは皆無です。

結局、事業は順調だったもので、満額積んだのですけれども、800万円までいった後には、今度はそれを手元に例えば事務所の移転で事業を大きくしていく時に相殺できるので、それを一つのマイルストーンにしても良いのではないかなというご指導を会計士の先生からいただいた事で、取り入れた、という事があります。

個人の共済に関しても、税金面での優遇に関して、アピールしてもいいのではないかなと思います。私の会社は、もう一人常勤の役員がいて、彼女も同じように役員個人の共済に入っているのですが、彼女が入ろうと思ったきっかけは、私の方が少しだけ給料が高かったのですが、私の方が明らかに払っている税金が安いのです。その時にどうしたのということで、私は実はこういうものに入っている、得だよという形で説明し、即決して加入したのです。何を申し上げたいかというと、私の例や当社でも構わないのですが、実例を使ってわかりやすく説明していただいて、こういうふうにメリットがあるよとおっしゃらないと、これだけ税金で安いですよと言われたところで、何となく数字だけが独り歩きしているような形になってしまう。

先程の続きになるのですが、800万円満額積んで、幸いなことに貸し付けを使うこ

とがなかったのですが、ちょうど株式創業5年目の年に1,500万円の売掛倒れがございました。この時に800万円がちょうど償還して返ってきていた年でもございましたので、実はこの年に倒産ではなくて事業再生がかかっていた会社でしたので、税務上の損金が1,500の半分しか認められなかったのです。つまり、見かけ上売り上げがあるという状況で非常に厳しかったのですが、この800万円があったために、この年も黒字で決算を終えることができました。そういう今みたいなリアルな例を聞いていただければ、この倒産防止共済というものに入っていることで、どれだけ会社が救われるか理解されると思います。

実際には、貸し付けを私個人も倒産防止共済は使っていないのですが、積んだお金なのに、借りる時には何で利息がかかるのだとか、減らされて返ってくるので、はっきり言ってちょっともったいないですね。幸い、一般のプロパーの融資を借りられたので事なきを得ましたが、通常の融資が満額借入をしていて、既にアップアップになっている場合は、こういうものがあるとすごく便利なのだろうと思います。

先程のご説明の中に、結局赤字で倒産してしまった場合は、こういうものも全額含めて、先に使える借入は万策つきた状態で会社をたたみますので、大火事に空っぽの手桶の水をかけるような形なので、これが生活資金として使いづらくなっているのだと思います。そういう実態があると、これは優先的に守られる債権ですよ、とお聞きしても、何となくそれが嘘くさく感じる場所もございますので、制度上、もう少し勘案できる場所があればご一考いただければということをお願いさせていただきます。

以上です。

○寺岡 委員

寺岡です。今、堤さんのお話を伺って、とてもいろいろな良い意見だなと思って、隣で拝聴いたしました。

私は、共済制度ですから、十分な掛金があるということで、年金制度と同じような形で制度を維持していけたら一番良いなと思っているのです。そのことを考えますと、共済に入る方の人数を増加していかなければいけないというのが一番大きなターゲットになると思います。そうしますと、共済加入者の人数の増加というと、幅広い方が入られて掛金が千円から7万円ということで、もし掛けられる方がいれば、希望者がいれば上限も上げる。下限は千円で良いと思うのですが、多くの方が共済制度を安い金額、千円からでも掛けられるということをご存じない方が多いのではないかと思います。それで、共済制度は安い金額から高い金額まで掛けられる。

それから、一度高い金額を掛けてしまうと、下げるのはいろいろ難しいという制限がありますけれども、下げる方もある程度のきちんとした理由があれば、根拠があれば下げられる。額をフレックスに上げたり下げたりという制度も必要じゃないかと思います。

それから、どの分野をターゲットにするかということで、日本の構造が変わっていま

すので、サービス業がこれからどんどん伸びていくと考えられると思うのですね。そうしますと、少し前に厚生労働省が、これからは保育の分野とか介護の分野、それから、今、建設が不足しているので建設の分野。特に保育とか介護の分野は、地域と密着してNPOの形で創設する方も多と思います。そうしますと、今の制度ですとNPOの方は加入できないと理解しているのですね。ですので、制度の幅を広げたりというので考えてはどうかと思います。

あと、創業の際と共済加入の平均のズレというのは、創業時は売り上げがまだない状態ですので、老後の資金を考えると同時に、小規模企業共済の場合は節税の面が非常に多いと思うのですね。そうすると、創業時には節税のことまではまだ考えられない。なので、ある程度収入が落ち着いた時に入るという形になって、ちょっとズレが出るのかなと思うのですね。そうすると、ここの考え方をどう変えていくかという、安い金額でもスタートできるのですよと。それで、どんどん安定して売り上げが上がった時には、掛金の額を変更することができるのですよといった周知も必要じゃないかと思うのです。

あと、老齢給付の時の年齢に関係してですけれども、現在、65歳以上で180カ月以上、掛金の納付というのがあるので、第1の目的は、小規模企業共済というのは企業の廃止とされているので、老齢給付の年齢の65歳以上で180カ月というのはこのままで良いのではないかと思います。

それで、高年齢者雇用安定法が65歳まで継続雇用の措置をとるという形で実施されましたけれども、まだ実際に全員が65歳まで雇用継続というのは難しい状態で、それから小規模企業の事業主さん等を考えると、65歳以上で、かつ掛金の縛りというものもある。ただ、短い期間掛けて、すぐ解約してもらいよりも、共済制度という趣旨を考えると、長い期間掛けて、それをある程度老後に使っていただくという社会保障の立場の考え方をすると、今の年齢で当分の間は良いのかなと。将来的に国の年金制度が68歳とか上がった場合には、それに応じて変更していくのも良いのかなと思いました。以上です。

○平川 委員

私は会計事務所の立場で、税務メリットが加入の要因になっているというのがアンケートでも出ているようで、今、経営者の方のお話を聞いていても、会計事務所の提案が加入の動機に大きな影響が出てくると思うのですね。最近の会計業界で小規模企業共済制度が大きな話題になっているのは余りなくて、私の記憶だと、平成元年の掛金が7万円に上がった時の改正、これは掛金が上がったということで税制改正も含まれますので、その時には、お客さんに対しても掛金が上がったので検討してみませんかという提案をした記憶があります。

最近の改正で共同経営者が入れるようになったとか、その辺は会計事務所にも意外と

告知されていないというのでしょうか、それを基にして加入者の方を勧誘するという行動自体が余り起きていないというのも現状なので、会計業界に対する広報活動というのをもっと積極的にやられたら良いと思います。あと、そういう改正が伴う時は非常に動きやすい、私たちも提案しやすいので、先程も出ていましたが、掛金のアップという改正がもしご提案できるのであれば非常に良いかなと思っています。

あと、業種別に見ると、全体の4割をサービス業が占めているのですが、建設業とか製造業、小売業には制度自体の告知がかなり行っていると思うのですが、サービス業で特に法人成りを余り前提にしていなくて言うところ、士業の業種ですね。弁護士とかお医者さん、美容師とか、そういう業種への普及活動というのをもうちょっと積極的にやっていただくと、サービス業の割合がちょっと低いかなと思っているので、その辺の普及活動もやられたらどうかなというのをちょっと感じました。
以上です。

○足立 委員長

ほかによろしいでしょうか。

○加々美 委員

2つありまして、月額掛金の7万円という上限については、この資料の中に掛金の数がどういうふうに分布しているのかというのを見れば、場合によっては7万円というのは、先程何方かがおっしゃっていましたが、この共済制度は月額の限度額が高くなっても、いろいろな角度の見方があるので、それでも良いのではないかと感じます。

2点目は、弁護士の立場からですが、資料の21ページを見ていただきたいのですが、この制度の良いのは差し押さえ禁止なのです。これは、万が一の時のセーフティーネットになるのです。通常、悪くなったとしても、債権者の方から差し押さえ禁止ですから押さえられないし、仮に破産になった場合は解約になるのでしょうか、この中で調べてもらえば助かると思うのは、共済金額があって、貸付金があって、清算して支給額とあります。この支給額というのは、もしかしたら破産した後に、多分生活資金に使われるのかなと思っています。制度の使い方を知らない方は、場合によっては解約しちゃった後はお金に色がついていないものですから、返済資金になる。例えば任意整理とかであればそういうことになる。

できれば、仮に倒産した場合でも、これが将来のセーフティーネットの生活資金、ないしは再建のための資金になる、これは非常に売りじゃないかと思っております。今、差し押さえ禁止債権について、種類も余りないですし、これが正にそういう意味でのセーフティーネットの面、もちろん中小企業倒産防止共済も相手方が倒産した場合ですが、小規模の経営者が倒産した場合でも、これが正にセーフティーネットになるのだということは、この制度の良いところではないかなと思っております。ですから、万

が一、事業をやって駄目だった場合であっても、最後倒産した場合であっても、これが生活資金になって確保できますよということも言っても良いのではないかと思います。

○小野 委員

済みません、初めて参加させていただき関係で、ちょっと的外れかもしれないのですが、2つほどご質問申し上げたいと思います。

1つは、アクチュアリーという立場からしますと、私、実は中小企業退職金共済制度の方にも少し関わらせていただいている関係で、あちらの方はどうやら今年度は剰余金が出そうだということで、ちょっと配当といいますか、付加退職金の検討もされているということがニュースとしても出ているのではないかと思います。先程のご説明を伺っていますと、これはまだ水面下なのですけれども、これが水面から出た時に、その出た額をそのまま配当するのかどうかという、出た部分の使い方について、何かご検討されているということはあるかどうかということが1点です。

もう一点は、これは中退の方でも伺ったのですけれども、企業規模が小さくなればなるほど、従業員と役員との間の境目のハードルがやや低くなるのではないかと思います。こういった制度を運営されている中で、例えば中退共制度で積み立てられていた方が役員になられたということで、これをある種ポータブルな形で資産を移管するという形で、合計して退職所得控除を使えるということは可能性としてどうなのか。実は同じ質問を中退の方でもさせていただいて、そこはいろいろご議論があるところですねというお答えだったのですけれども、その辺はハードルがあるとしたら、どういうところがハードルになるのかというところがございましたら教えていただきたい。

この2点でございます。

○伊藤 委員

国内は人口が減っていく中で、多分、今の政府は外国の法人をどんどん呼び寄せたいという動きをしていると思うのですけれども、本制度の加入資格に国籍とかは別に書かれていない。であれば、例えば大手じゃなくて、小さい、私の周りの外国の方も日本で起業しようと考えている、または既に起業している人もいますのですけれども、会話程度の日本語はできても、多分こういう資料は読めないのです。こういう情報がどうやって入るのかなというのがあったので、既にそういう動きをされているのか、せめて英語だけでも発信するスペックを考えた方が良いのかなという意見です。以上です。

○足立 委員長

非常に貴重な意見をたくさんいただきましたが、これは次回にまとめて回答くださいますか。

○大槻 経営安定対策室長

様々なご意見、ご質問をいただいておりますので、その方が良いかもしれません。

○足立 委員長

恐らく非常に慎重に検討したり、全体を整理する必要があることは、ご指摘の皆様、既にお気付きだと思いますので、その余裕を見るということで、本日、後半に準備しております中小企業倒産共済制度についても、ここで現状と課題について事務局から説明を受けましょう。一部、既に頭出し的にご意見などが出ていたと思いますが、よろしくお願ひします。

○大槻 経営安定対策室長

時間も押しています関係で、中小企業倒産防止共済制度の現状と課題について、若干触れさせていただきます。

もう既に議論していただいているところでございますけれども、3ページ目でございます。中小企業倒産防止共済は、取引先の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する、連鎖倒産を防止するという観点から共済制度を作っております。これは、昭和53年につくった制度です。現在、34万社程度、ご加入いただいております。

どういった制度かといいますと、掛金は月額の上限20万円で、堤委員からお話がありました、上限が800万円で掛け止めです。前回の平成22年の改正で上限800万円にしました関係で、貸付限度が8,000万円まで上がりました。それ以前は掛金限度が320万円、上限3,200万円でしたから、倍以上に広がっております。これは、正に回収困難だった売掛金の額、または、納付していただいた掛金総額の10倍、何れか低い方の範囲内でお貸しすることになっております。一部議論があります貸付条件を見ていただきますと、無担保、無保証人、無利子ですが、貸付額の10分の1をお貸しした時に掛金から控除させていただくという形になっておりますので、これは無利子ではないのではないかという議論もありました。

その関係で、資料の一番下ですが、前回の改正の時に早期償還手当金制度、貸し付けを受けた人が早目にお返しいただければ、その分手当として戻しましょうということで、10分の1は取るのですけれども、こういった新しい制度を構築したものです。

沿革は、昭和53年に施行されて以降、前回の大きな改正まで幾つかの改正を行っております。

続きまして、6ページ目ですが、加入と在籍件数の推移を示させていただきます。加入状況としましては、昭和61年の7万6千件がピークでした。その後は減少傾向にありましたが、最近では景気が良いということも反映しているのかもしれませんが、加入は順調に増加しております。現在、33万4千件程度のご加入をいただいております。

す。

続きまして、7ページ目です。これは、中小企業倒産防止共済制度についても業種構成を調べてみました。内円が中小企業倒産防止共済にご加入いただいている経営者の業種構成です。外円が日本の中小企業の会社ベースで、業種構成です。これは、明らかに建設や製造業、加入いただく業種が多くなっているのは、連鎖倒産防止という観点の制度ですので、当然といえば当然のことかなと思います。

もう一点、共済金の10倍貸付けができるわけですが、その現状はどうなっているかといいますと、8ページ目の図を見ていただきますと、折れ線が企業の倒産件数です。これは、最近の状況はご覧のとおりで、倒産件数は減少しております。そういったことを踏まえ、新規の貸付けも減少している状況です。加入は増えているけれども、貸付けは減っている。倒産防止共済制度にとっては、良い状況かなと思います。

続きまして、9ページ目です。そういった中で、平均の貸付額ですが、制度発足からの平均は680万円程度です。全体として、20年度、900万円です、1,000万円を超えないのが平均の状況です。

それを示したのが10ページ目で、それぞれ掛金総額の在籍状況を見ますと、100万円未満という方が一番多くなっておりまして、400万円未満の方が大半を占めております。制度改正をさせていただいた800万円の掛け止めになっているのは、今のところ4,864社で、それほど多くない状況です。貸し付けの状況を見ましても、十分賄える額で掛けていただいているのではないかと思います。

11ページ目は、小規模企業共済制度と同じように、こちらでも連鎖倒産防止（10倍貸し）だけではなくて、一時的な資金融通にもご活用いただける制度を設けております。その関係のグラフが11ページ目に記載されているとおりで、共済貸付は減っているのですが、新規貸付は増えている状況です。

続きまして、加入者にアンケートをとらせていただいた状況をちょっとご説明させていただきます。

13ページ目の加入理由ですが、「委託機関の勧め」とか「国の制度で安心」、「10倍貸付け」、併せて「税制上のメリット」を回答していただいている方が多いです。ですので、制度上の趣旨とか目的、あと節税の効果の部分に着目されて加入されている方が多いようです。これは、加入者・脱退者、大きな差はありません。

共済金の貸付の実態と効果を脱退者にお聞きしました。加入中に倒産の被害に遭った方は4割程度おられました。倒産の被害の回数は、1回から5回程度、そういった危機に瀕した方が9割程度おられました。倒産被害の対応といたしましては、共済金の貸付を活用した方が4割程度でした。後は、手持ちの資金で対応したということで、堤委員からもお話がありましたが、減らされるのが嫌だということがあるのかもしれませんが、ご活用いただいたのが4割程度に止まっているのは、そういうことなのかなと思います。

あと、共済貸付を利用した者が「利用しなかったらどうなったか」という質問に対し

ては、8割以上が経営上に「倒産」とか「資金繰りの不安」などの危機があっただろうというご回答をいただいております。

そういった意味で、次の15ページ目、制度の趣旨・目的から考えた場合には、これも制度創設から35年を経過しようとしております。平成25年12月末で34万件です。企業ベースで見ると2割程度の御加入かなと思っております。これまで、延べですが、111万社、再加入も含めて加入いただいております。業種別に見ましても、きちんと加入されているのかなと思います。あと、倒産数の減少傾向を反映して、貸付も減少しておりますが、平均的な貸付は、24年度は前年度を上回っている状況です。そういった制度としては、きちんと運用できていると思います。あとは、ご紹介しました平均貸付は1,000万円を下回っている状況となっております。

一番は、利用された方のアンケートにありましたが、利用しなかったら倒産とか資金繰りの不安、経営危機に陥ったという方が8割を占めておりますので、そういった意味ではこの制度を上手く利用していただくことで、そういった部分を回避いただけるのではないかと思います。

もう一点、次の16ページ、新たな決済方式で、でんさいという電子記録債権の利用が始まっております。

これは、次のページで、加入者に現状どんな状況かということでアンケートをとらせていただきました。これを見ますと、加入者の利用状況は、利用している割合は2割弱の17%です。取引に占める割合も5%以下とする者が大体半数の状況です。今後の予定についても、取引先次第、または分からないとする回答が各々4割で、確実に利用する者としては5%です。加入者にお聞きする限りでは、まだ認識と、電子債権の利用状況は高くなっていない状況です。

そういった電子記録債権について、手形との関係で整理させていただいております。比較しますと、それほど大きな差はないという形が見て取れると思います。取引停止処分につきましても、手形の場合、6カ月に2回不渡りで銀行取引停止処分となっております。でんさいの方も、支払不能処分制度としましては、手形の取引停止処分と類似の制度ということで整理されておまして、ほぼ類似のものができている形かと思っております。次のページ、取引停止処分の比較についても、今、申し上げましたように大きな差はございません。

そうした上において、20ページを見ますと、本格稼働したのが昨年2月からでございますので、手形とでんさいの取引額の比較を見ていただきますと、手形の取引額は大幅減ってきてはいますけれども、今のところでんさいは、まだまだ少ない額に止まっております。あとは、この決済形態が始まって、でんさいの支払いの取引停止処分が1件発生しておりますが、まだそこまで大きな被害が発生していないのが現状かと思っております。一方、利用者の登録数は、順調に推移していることは、現状としてございます。

最後のページをお願いします。この中小企業倒産防止共済制度を巡る課題としては、

1つは、今、申しあげました制度設計を見直す項目の中で、倒産という定義の中に手形の取引停止処分というものが入っております。通常でいうと、法律の中の「倒産」でこういう定義をするのは、この制度が唯一となっております。そういった意味で、タイミング的に新しい手形に代わる決済手段として導入されている電子記録債権の取引停止処分をどのように取り扱う方が良いのか、定義に追加すべきか否かというのが一つの課題になるのではないかと考えております。

ただ、ご説明しましたように、まだ制度が発足してから1年弱でございますし、全体的な件数も十分な数ではないと考えております。あと、取引停止処分が1件発生しておりますけれども、まだ不足しているのではないかと考えております。

それ以外で、直近の平成22年で、貸付金の上限を8,000万円まで上げておりますし、一時貸付もありますけれども、先ずはでんさいを入れるタイミングに併せて、他の制度も見直すことが必要かどうか、これにもご意見いただければという意味で資料に書かせていただきました。

あとは、小規模企業共済制度と同じように、共済制度ですので、制度を確保する、安定的な運用をするということになれば、在籍者の確保が一つの課題ですので、こういったところもひとつご意見をいただければと思って課題を整理させていただきました。以上でございます。

○足立 委員長

それでは、今の事務局からの説明につきまして、御意見、御質問があればお願いいたします。荒牧委員、どうぞ。

○荒牧 委員

今、制度設計の見直しということで、倒産の定義がございました。受取手形自体は、実務上、大幅に減っていますので、それに代わる制度としてこちらを取り扱うのは、私は個人的には同様に良いかなと考えています。

どちらかというところ、それよりも取引先の倒産の今、4つ挙げている定義というのが、法的にとりか、法律の専門家が介入する私的整理ということで、立派な倒産なのですね。

現実的には、こんな立派な倒産に至らずに、単に代表者と連絡がとれなくなったとか、会社は存続しているけれども、資金繰りが回ってなくて、とにかく待ってくれと言われていたりとか、あるいはなくなってしまったりとか。余り法律的にどうこうじゃない、実質的に駄目になって入金されないケースの方が、特に中小企業ですとほとんどじゃないかと思えます。

ですから、こういう形式的にきちんとした倒産じゃなくても影響としては同じで、ただ、制度上、何でもかんでもグレーゾーンを認めるわけにもいかないと思いますので、例えば内容証明か何かで手続をして、その結果、一定期間こうだったら認めるとか、何

かしらの要件で実質的な倒産に準ずるような状態のものについても認めてあげた方がよいのではないかと、中小企業の実態を見ていると個人的にはそのように思います。

○足立 委員長

ほかにいかがですか。寺岡委員、どうぞ。

○寺岡 委員

インターネットの倒産の定義に追加するタイミングなのですけれども、もうそろそろ入れても良いのかなと思います。というのは、件数的には現在少ないようではございますけれども、昨年9月20日施行の小規模企業活性化法の中の中小企業信用保険法の中に、資金の調達の手続きの円滑化ということで電子記録債権を活用した資金調達というのが追加されたとうたっていますね。

そうしますと、片方でそういった活性化法でやりましょうと言っているのに、実際にどうかというと、駄目ですよとなると何だということもありますので、折角、昨年、小規模企業活性化法の中で各種の法律が改正されましたので、それに準ずるような形で、こちらでんさいネットの倒産の方も、現在は件数が少ないですけれども、これから徐々に多くなってくると考えられますので、同様の処分という形で追加してはいかがかなと思います。以上です。

○足立委員長

はい。堤委員、どうぞ。

○堤 委員

先程、10倍のところに関して考えたのですが、お聞きしたかった部分ですが、貸付けをした後に資金繰りが上手くいかなくて、焦げついたものは何件というよりは割合の部分が見ると良いかなと思います。私個人の意見としては、10倍程度で良いのではないかな。つまり、すごく低い貸し付けでも、たくさん貸してくれるようになると、借りるだけ借りて、とりあえず返す前に倒れてしまうという企業がたくさんになってしまうと、今度、中小企業倒産防止共済も制度の安定的な運営ということがしんどい。

基本的に金融機関といろいろ交渉しても、月商の3倍程度で本当に厳しい時に練っていく、何とか頑張ってというぐらいだと思えば、10倍貸してくれるというのはすばらしいことだと思いますので、それぐらいにしていた方が安定的にやれるのではないかな。実際に経営しての部分です。

ただ、私自体は使ってはいないのでございますけれども、こちらに書かれていたように、一番最後にはここがあるとすると、金融機関の利息部分の交渉でかなり強気に、あなたが貸してくれないなら、こっちからという形でやれる。特に早期償還の場合にはという制度

も改善していただいたという事実があれば、ここはできる限り駆け込み寺的な形で安定運用できる形で、現状の10倍で良いかなと。

もしこれを上にするのであれば、800万円を同時に引き上げる。例えば1,000万円とか、たくさん積んでいる方はたくさん借りられるということでも良いかなと思うのですが、逆に2,000万円にしたら2億円借りられるというのと、今度は差が大きくなってしまいますので、やっても1,000万円ぐらいまでというイメージかなと思います。以上です。

○菊池 委員

倒産統計をやっているものですから、この集計ですけれども、既に私ども、でんさいネットの不渡りについては倒産件数にカウントしているということで、今のところ、メガバンクの3行が独自にそれぞれやっているのがありますけれども、ここに中小企業が一番参加していると思います。今後、金融庁の方針なども含めると、手形交換所の機能は恐らく段々シフトしていくのではないかと見ておりますので、是非ともこれは倒産の定義の一つという形で入れるのが良いのではないかなと思っている次第です。

それから、先程のご発言の中で、確かに倒産に至らない、しかし事実上の倒産というのはたくさんございます。私どもも処理・判断が中々つかないケースというのは、手形も小切手も発行しない。しかし、支払いはずっと滞っているというケースがたくさんあるのです。これは、倒産という扱いはしないのです。ですが、債権者の方は資金繰りに困ってしまうことがたくさんあると思います。ですので、この倒産という名称を使った制度ですけれども、例えば滞留債権、6カ月以上滞留した場合は、その何割かは貸付制度によって資金繰りに使えるといった制度を導入することで、もう少し円滑な運用ができるのではないかなという気がします。

○山本 委員

私自身は、前回改正の時にこの倒産の適用をどうするかということで、研究会等かなり議論した人間で、今の私的整理の規定をかなり苦労して、定義の議論をした記憶があります。その時も、そういう事実上の倒産というか、結局弁済できなくなっているところをどうするかということを中心に議論したわけですけれども、それを具体的なメルクマールとして特定していく、もちろん債務が弁済されない事情というのは様々なものがありますので、その中から事実上の倒産を取り出していく。それも客観的に明らかなメルクマールをつくっていくというのは非常に難しい作業で、結果としてはこういうことに落ち着いたという経緯があったのではないかと承知しております。

本日の資料で、電子記録債権のお話が出ておりまして、皆さんの意見が出ておりましたけれども、私も基本的にはこの手形と平行に考えて良いのではないかな。電子記録債権と手形をどの程度平行に考えることができるかというのは、法律学においてか

なり議論のあるところですが、少なくとも取引停止処分については、このでんさいネットがつくられている支払不能処分というのは、従来の手形交換所の取引停止処分と平行な性格のものであるということは明らかだと思いますし、倒産防止共済法がここで着目しているのは、取引停止処分が行われることによって、金融機関が金融取引を停止する原因となる事実が公表されることを捉えて倒産であると。それがなされた以上は、通常の経済取引はできなくなるだろうということに着目した規定だろうと思います。

そういう意味では、でんさいも支払不能処分がなされれば、参加金融機関の貸出取引は全て停止されますから、基本的には平行と捉えることはできるだろうと思います。

そうだとすれば、もちろん利用件数の問題はありますけれども、少なくとも将来にわたって利用が増えていくだろうということは今から十分予想できることですので、そういう意味では今の段階で法律で手当てしておくということは、私は十分考えられて良いのかなという意見を持っております。以上です。

○足立 委員長

ほかにいかがでしょうか。加々美委員、どうぞ。

○加々美 委員

山本先生は倒産法制の大先生でして、取引の回収ができない、負債の不履行というのは様々で、個別に回収ができないから、それが倒産かというところ、お金がなくて払えない人もいれば、事情があったり、それを外部から認識するのはなかなか難しい。そういう意味で、でんさいについて言うと、おっしゃるとおり、参加金融機関における貸出取引の停止という一定の宣言とは言いませんけれども、そういうものがあって、それを前提にいろいろな要件を吟味しているのだらうということですので、そういう意味では倒産の2次対応を考えても良いのではないかと思います。

ただ、一般的に、先程言ったように、それ以外のところを広げるということに対して言うと、さまざまな問題があるので、場合によっては、この制度が濫用されてしまう可能性もないわけではないなと思っています。

○足立 委員長

ほかにいかがでしょうか。

○平本 委員

商工会議所の観点でございますけれども、でんさいについてはこれから普及され、ますます盛んになると思いますので、対象として考えていった方法で検討していただければと思っております。

それから、共済制度の沿革のところ、平成23年度の改正ということで、災害による不渡りに対しての救済ということで、これは商工会議所の方から要望させていただいた案件だと思いますけれども、実際の事例として対象になったものがどのぐらいあるかということをお聞かせいただければと思います。

○大槻 経営安定対策室長

震災の貸付件数は、今、お答えできると思います。

それ以外でお答えしておかなければならないことは、10倍貸付は掛け止め総額に対しての10倍になりますので、掛金と貸付額はリンクしております。したがって、10倍の概念は、800万円掛け止めした段階で8,000万円まで貸付けられるようになります。それ以上、10倍の貸付け額を上げようとするとう掛け金額を上げることになります。倒産防止共済制度はそういうことででき上がっております。

あとの御指摘は、小規模企業共済と同じですけれども、分析をもう一度させていただかなければならないこと等ありますので、きちんと分析させていただいて、次回に回答させていただければと存じます。

○羽田 中小機構理事

中小機構の羽田と申します。共済を担当させていただいています。

本日、オブザーバーとして参加させていただきました。貴重なご意見、大変ありがとうございます。実際の現場での加入方法について、1つだけご説明させていただきたいと思います。この制度、知らないと入れないということで、ご指摘いただいた色々な広報手段、また都道府県別に在籍割合を見て、都道府県別に加入促進をしております、金融機関や中小企業団体の方にお願ひしております、加入目標件数を毎年達成できており、都道府県別の企業の在籍に応じた加入をさせていただいています。

また、最近、イラストレーターや、新しい個人の事業主さんがいらっしゃるので、そこに着目して、例えばインターネットで動画配信をしております、You Tubeなどで個人の方が開くと、私どもの共済の動画が流れるようになっていまして、そこからうちの制度を見れるようになっております。それで、今、確定申告時期なので、節税対策になりますよというのをご覧になった方、いらっしゃいますでしょうか。2月15日から、You Tubeを開くと個人事業主の方に当機構の制度をご紹介しますので、ぜひ見てください。おもしろい動画をつくっています。

そのように、私ども、目標を達成するように一生懸命しておりますので、引き続きよろしくどうぞ願ひいたします。

○大槻 経営安定対策室長

あと、平本委員からございました震災の関係ですけれども、災害による不渡りを共済

事由に追加させていただいた案件で、東日本大震災の関係では8件だそうです。あと、特定非常災害ということで、支払不能事態ということで追加させていただいたものは1件出ているというのが現状でございます。

○足立 委員長

よろしいでしょうか。ほかにございせんか。

それでは、どうもありがとうございました。それぞれ経営者の立場、あるいはコンサルティング的な業務の立場や制度設計に関係された方、非常に貴重なご意見がたくさん出ましたので、本日、委員の皆様からいただきましたご意見などにつきましては、事務局での今後の制度見直しの参考とするとともに、検討結果などにつきましては、次回の共済小委員会で報告してもらうことにしたいと思います。

最後に事務局より、今後のスケジュールについて説明をお願いします。

○大槻 経営安定対策室長

明確なスケジュールをお示しできないのですが、本日いただきましたご意見の中で、早急に整理させていただいてお返しした方が良いものはあると思いますので、皆さんのスケジュールをご確認させていただきながら、次回、またご案内させていただければと思っております。改めまして、私ども事務局の方で日程の確認をさせていただきながら、開催日時をセットさせていただいて、本日いただいたご意見に対しての回答をさせていただければと思います。また、我々の方で検討すべき提案事項がありましたら、その場でご提案させていただくようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点、重要なことを忘れておりました。審議会の意見を聞いて決定させていただきました付加共済金の支給率ですが、これは速やかに大臣に報告させていただき、結果を官報に掲載させていただきます。

官報は、現在、3月26日に掲載予定で、その際、平成26年度の付加共済金についてはゼロとするということが周知される形になります。

○足立 委員長

それでは、本日は長時間にわたり熱心な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。本委員会の円滑な運営にもご協力いただきまして、ありがとうございます。本日はこれもちまして終了とさせていただきます。

以上